

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

※平成18年4月の高齢者虐待防止法の施行に併せ、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準が改正されました。改正では、「虐待」の文言が追加され、虐待対応におけるやむを得ない措置について、定員の5%（定員50人の特別養護老人ホームでは2人まで）までの増員については、介護報酬上の減算対象外となることが明示されました。

●指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第25条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（平成18年3月31日、厚生労働省令第79号）

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

第2 5介護福祉施設サービス

（4）やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、①及び②の場合においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）まで、（③中略…）。なお、この取り扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

①老人福祉法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合（②入院者の当初の予定より早期の再入所の場合）

（③緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合）

（平成12年3月8日、老企40 各都道府県介護保険主管部（局）長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）